

告示

埼玉県告示第千四百十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和二年十二月六日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	Re・B株式会社
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	伊藤 拓磨
主たる事務所の所在地	千葉県柏市あけぼの三丁目二番五号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県越谷市大里四十二番地九）